

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十七号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第四号ニ中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同号ホ中「第三十八条第五項」を「第五十三条第五項」に改める。

第五条第一号イ中「第二条第一項第二号イ」を「第二条第二号イ(1)」に改め、同号ロ中「第二条第一項第三号イ及びロ、第二条の八第三号イ及びロ、第三条第四号イ及びロ並びに第四条第四号イ及びロ」を「第二条第三号イ、第二条の八第三号、第三条第四号及び第四条第四号」に、「幼保連携型認定こども園等」を「認定こども園」に改める。

第六条第二項第三号レ中「情報処理センターに対する」を「環境生活部長の専決事項に係る改善命令及び措置命令に関する」に改め、同号ソ中「立入検査」の下に「環境生活部長の専決事項に係る改善命令及び措置命令に関するものを除く。」を加える。

第十条第一項に次の一号を加える。

ページ

四十五 特定家畜伝染病発生時における防疫措置に関する一件三億円未満の役務の調達に係る委託第十八条第一項第二号ハ中「変更の許可」の下に「並びに同条第五項の規定による警察署長との協議」を加え、同号中ワをカとし、ホからヲまでをヘからワまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第三十七条第二項の規定による警察署長との協議

第十八条第一項第十四号チ中「許可することについて、あらかじめ」を削り、「同意を得ている」を「事前同意基準を満たす」に改め、同号リ中「公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」を「宮城県建築審査会の事前同意基準を満たす場合」に改め、同号中ワをヨとし、ヲをカとし、ルをワとし、同号ヌ中「許可することについて、あらかじめ」を削り、「同意を得ている」を「事前同意基準を満たす」に改め、同号ヌを同号ヲとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ 第四十四条第一項第四号の規定による許可(宮城県建築審査会の事前同意基準を満たす場合に限る。)

ル 第五十五条第三項の規定による許可(宮城県建築審査会の事前同意基準を満たす場合に限る。)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条の二第四号の改正規定、第五条第一号の改正規定及び第十八条第一項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十七号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一各部長の専決事項の項第一号中ヨをタとし、ロからカまでをヘからワまでとし、同号イ中「(これに相当する職を含む。以下この号において同じ。)」を削り、「旅行命令」の下に「(旅費の支給を伴わないものを除く。)」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 部長(これに相当する職を含む。以下この号において同じ。)の職にある者(副部長の職又は地方機関の職を兼ねる者を除く。)の旅行命令(旅費の支給を伴わないものに限る。)

別表第一各部長の専決事項の項に次の二号を加える。

二十九 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による個人情報保護審査会への諮問

三十 情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号）第十四条第一項の規定による情報公開審査会への諮問

別表第一各副部長の専決事項の項中ヲをワとし、ロからラまでをハからラまでとし、同項イ中「旅行命令」の下に「（旅費の支給を伴わないものを除く。）」を加え、同項イを同項ロとし、同項にイとして次のように加える。

- イ 所属の部長に相当する職にある者（副部長の職を兼ねる者に限る。）、副部長の職にある者、副部長に相当する職にある者（課長の職又は地方機関の職を兼ねる者を除く。）及び課長に相当する職（部及び出納局に置かれる職に限る。）にある者（総括課長補佐の職若しくは総括技術補佐の職又は地方機関の職を兼ねる者を除く。）の旅行命令（旅費の支給を伴わないものに限る。）

別表第一各課長の専決事項の項第一号中カをヨとし、ニからワまでをホからカまでとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 所属の副部長に相当する職にある者（課長の職を兼ねる者に限る。）、課長の職にある者及び課長に相当する職（部及び出納局に置かれる職に限る。）にある者（総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職を兼ねる者に限る。）の旅行命令（旅費の支給を伴わないものに限る。）

別表第一各課長の専決事項の項第五号ト中「（平成十一年宮城県条例第十号）」を削り、同項第六号を次のように改める。

- 六 個人情報の保護に関する法律の施行に関する次のこと。
 - イ 保有個人情報の開示等の決定（第八十二条）
 - ロ 保有個人情報の訂正等の決定（第九十三条）
 - ハ 保有個人情報の利用停止等の決定（第百一条）
 - ニ 報告の徴収及び立入検査（第百四十六条）

別表第一各課長の専決事項の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十号中「人事課長」を「総務事務管理課長」に、「人事課」を「総務事務管理課」に改め、同号を同項第十九号とし、同項中第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第四十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表各総括課長補佐の専決事項の項第五号中「人事課」を「総務事務管理課」に、「次長」を「副部長」に改め、同表総務部長の県政情報・文書課に係る専決事項の項を次のように改める。

県政情報・文書課

情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定
別表第一県政情報・文書課長の専決事項の項に次の三号を加える。

三 個人情報の保護に関する法律の施行に関する次のこと。
イ 個人情報ファイル簿の公表（第七十五条）

ロ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集（第百十一条）
ハ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の審査（第百十四条）
ニ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結（第百十五条）

四 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号）第二十条の規定による運用状況の公表

五 情報公開条例第三十七条の規定による運用状況の公表
別表第一復興・危機管理部長の復興・危機管理総務課に係る専決事項の項及び復興・危機管理総務課長の専決事項の項を削り、同表復興支援・伝承課長の専決事項の項第一号中「災害救助法」の下に「（昭和二十二年法律第百十八号）」を加え、「（応急仮設住宅に関するものに限る。）」を削り、同表復興・危機管理部長の防災推進課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

四 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）の施行に関する次のこと。
イ 国民の保護に関する計画の作成に係る関係都道府県知事への意見聴取、内閣総理大臣への協議、市町村長等への通知、計画の公表及び関係機関への協力の要請（第三十四条）

ロ 市町村の国民の保護に関する計画に係る市町村長からの協議への回答（第三十五条）
ハ 国民の保護に関する業務計画の作成に係る指定地方公共機関に対する助言（第三十六条）

ニ 国民保護協議会への諮問（第三十七条）
ホ 避難施設の指定（第百四十八条）

別表第一防災推進課長の専決事項の項に次の一号を加える。
三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に関する次のこと。
イ 指定地方公共機関の指定に係る意見聴取（第二条）
ロ 指定地方公共機関が作成した国民の保護に関する業務計画に係る報告の受理（第三十六条）

ハ 避難施設に関する届出の受理（第百四十九条）

別表第一企画部長の企画総務課に係る専決事項及び企画総務課長の専決事項の項に次のように加える。

総合政策課

総合政策課長

行政活動の評価に関する条例(平成十三年宮城県条例第七十号)の施行に関する次のこと。

- イ 評価に係る事項を記載した書面及びその要旨の公表(第五条)
- ロ 県民の満足度、重視度その他の意識に関する情報を把握するための社会調査等の結果を説明する書面の公表(第七条)
- ハ 宮城県行政評価委員会の意見の聴取(第八条)
- ニ 県民の意見を取りまとめた書面及び当該意見の反映状況を説明する書面の公表(第九条)
- ホ 評価書及びその要旨の公表(行政活動の評価に関する条例施行規則(平成十四年宮城県規則第二十六号)第二条第二項第一号に規定する大規模事業評価(以下「大規模事業評価」という。)に係るものを除く。)(第十条)
- ヘ 評価結果の反映状況を説明する書面及びその要旨の公表(大規模事業評価に係るものを除く。)(第十一条)

別表第一企画部長の総合政策課に係る専決事項及び総合政策課長の専決事項の項を削り、同表環境生活部長の環境政策課に係る専決事項の項第四号中ハ及びニを削り、同表環境政策課長の専決事項の項第四号を次のように改める。

四 グリーン購入促進条例第十二条の規定による調達実績の概要の公表
別表第一環境生活部長の循環型社会推進課に係る専決事項の項を次のように改める。

循環型社会推進課

- 一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第九条の規定による都道府県分別収集促進計画の制定及びその変更並びにその公表及び環境大臣への提出
 - 二 グリーン購入促進条例の施行に関する次のこと。
 - イ 宮城県グリーン製品の認定に係る基準の設定等(第十四条)
 - ロ 認定製品の認定の取消し(第十五条)
- 別表第一循環型社会推進課長の専決事項の項を次のように改める。

循環型社会推進課長

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二十條の二の規定による廃棄物再生事業者の登録
 - 二 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第八條の規定による市町村分別収集計画の受理及び分別収集の実施に関する助言その他必要な援助
 - 三 グリーン購入促進条例の施行に関する次のこと。
 - イ 宮城県グリーン製品の認定(第十四条)
 - ロ 認定製品の調査(第十七条)
- 別表第一環境生活部長の循環型社会推進課に係る専決事項の項及び循環型社会推進課長の専決事項の項の次に次のように加える。

廃棄物対策課

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する次のこと(カ、ヨ、ツ及びネに掲げるものについては、循環型社会推進課長及び保健所長の専決に係るものを除く。)。
 - イ 一般廃棄物処理施設の設置の許可(第八条)
 - ロ 一般廃棄物処理施設の変更の許可(第九条)
 - ハ 一般廃棄物処理施設の改善命令及び使用停止命令(第九条の二)
 - ニ 一般廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(第九条の二)
 - ホ 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定及びその取消し(第九条の二の四)
 - ヘ 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の使用停止命令(第九条の三)
 - ト 一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可(第九条の五)
 - チ 一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併及び分割に係る認可(第九条の六)
 - リ 事業者等に対する勧告に従わない旨の公表及び措置命令(第十二条の六)
 - ヌ 産業廃棄物の処理を一体として実施す

廃棄物対策課長

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する次のこと(ルからヨまで、ソ、ナ、ラ及びオに掲げるものについては、保健所長の専決に係るものを除く。)。
 - イ 一般廃棄物処理施設の検査(第八条の二、第九条)
 - ロ 一般廃棄物処理施設の定期検査(第八条の二の二)
 - ハ 一般廃棄物処理施設の廃止の確認(第九条、第九条の三)
 - ニ 許可を取り消された一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認(第九条の二の三)
 - ホ 市町村の設置に係る非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置並びに変更の届出の受理及び通知並びに休廃止等の届出の受理(第九条の三)
 - ヘ 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理計画の策定及びその変更の協議及び同意(第九条の三の二)
 - ト 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置並びに変更の届出の受理及び通知並びに休廃止等の届出の受理(第九条の三の三)
 - チ 産業廃棄物の処理を一体として実施しようとする二以上の事業者の認定(第十二条

る二以上の事業者の認定の取消し（第十二条の七）

ル 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の停止命令（第十四条の三）

ヲ 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可の取消し（第十四条の三の二）

ワ 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の停止命令及び許可の取消し（第十四条の六）

カ 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び検査（第十五条、第十五条の二）

ヨ 産業廃棄物処理施設の変更の許可及び検査（第十五条、第十五条の二、第十五条の二の六）

タ 産業廃棄物処理施設の改善命令及び使用停止命令（第十五条の二の七）

レ 産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（第十五条の三）

ソ 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定及びその取消し（第十五条の三の三）

ツ 産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可（第九条の五、第十五条の四）

ネ 産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併及び分割に係る認可（第九条の六、第十五条の四）

ナ 廃棄物処理センターに対する監督命令（第十五条の十四）

ラ 指定区域の指定及び解除並びにその公示（第十五条の十七）

ム 土地の形質の変更の計画変更命令（第十五条の十九）

ウ 事業者等への改善命令（第十九条の三）

キ 処分者等への措置命令（第十九条の五）

ノ 排出事業者等への措置命令（第十九条の六）

オ 土地の形質の変更に関する措置命令（第十九条の十一）

ク 特定処理施設の設置者に対する事故時の措置命令（第二十一条の二）

の七）

リ 産業廃棄物の処理を一体として実施する二以上の事業者の認定申請に係る事項の変更の認定及び軽微な変更の届出の受理（第十二条の七）

ヌ 産業廃棄物の処理を一体として実施する二以上の事業者の認定に係る事業の全部又は一部の廃止の届出の受理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下この号において「政令」という。第六八条の七の二）

ル 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可（第十四条）

ヲ 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可（第十四条の二）

ワ 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可（第十四条の四）

カ 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可（第十四条の五）

ヨ 産業廃棄物処理施設（政令第七十一条第一号、第二号、第四号、第六号、第七号、第八号の二及び第九号から第十一号までに掲げるものに限る。ソ、ナ及びラにおいて同じ。）の設置の許可及び検査（第十五条、第十五条の二）

タ 産業廃棄物処理施設の定期検査（第十五条の二の二）

レ 産業廃棄物処理施設の設置者に係る非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出の受理（第十五条の二の五）

ソ 産業廃棄物処理施設の変更の許可及び検査（第十五条、第十五条の二、第十五条の二の六）

ツ 産業廃棄物処理施設の廃止の確認（第九条、第十五条の二の六）

ネ 許可を取り消された産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認（第十五条の三の二）

ナ 産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可

二 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十七年宮城県条例第五十一号）第二十条の規定による勧告に従わない旨の公表

三 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十七条第一項の規定による指定検査機関の指定

四 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年宮城県条例第十九号）の施行に関する次のこと。

イ 浄化槽保守点検業者の登録及びその変更登録の拒否（第五条、第六条）

ロ 浄化槽保守点検業者の登録の取消し及び停止命令（第十二条）

ハ ダイオキシシキン類対策特別措置法の施行に関する次のこと（ダイオキシシキン類対策特別措置法施行令別表第一第五号並びに別表第二第十五号及び第十六号に掲げる施設に係るものに限る。）

イ 計画変更命令等（第十五条）

ロ 改善命令等（第十六条）

ハ 改善命令及び一時使用停止命令等（第二十二條）

ニ 事故時の措置命令（第二十三条）

ホ 調査結果の公表（第二十八条）

ヘ 関係行政機関の長等に対する協力要請等（第三十六條）

六 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の施行に関する次のこと。

イ 実施に関する指針の制定及びその変更並びにその公表（第四条）

ロ 分別解体等に関する措置命令（第十五条）

ハ 利用の協力要請（第四十一条）

七 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）の施行に関する次のこと。

イ 保管等の状況等の公表（第九条、第十五条、第十九条）

ロ 処分等措置を自ら行うこと、決定、公

（第九条の五、第十五条の四）

ラ 産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併及び分割に係る認可（第九条の六、第十五条の四）

ム 廃棄物処理センターに対する報告の徴収及び立入検査（第十五条の十三）

ウ 報告の徴収（第十八条）

キ 立入検査（第十九条第一項）

ノ 許可等に関する意見聴取（第二十三条の三）

オ 関係行政機関への照会又は協力の要請（第二十三条の五）

ク 再生利用産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者の指定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第九条、第十条の三）

ニ 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例の施行に関する次のこと（保健所長の専決に係るものを除く。）

イ 生活環境保全協定の締結要請（第十五条）

ロ 勧告、説明会の開催等及び生活環境保全協定の締結等に係るものに限る。（第十九条）

三 浄化槽法第五十三条の規定による指定検査機関に対する報告の徴収及び立入検査

四 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の施行に関する次のこと。

イ 浄化槽保守点検業者の登録及びその変更の登録（第二条、第六条）

ロ 浄化槽保守点検業者の登録の抹消（第九条）

ハ 報告の徴収及び立入検査（第十四条）

五 ダイオキシシキン類対策特別措置法第十七条の規定による実施制限期間の短縮の承認（ダイオキシシキン類対策特別措置法施行令別表第一第五号並びに別表第二第十五号及び第十六号に掲げる施設に係るものに限る。）

六 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する次のこと（イからラまで及びタに係るものを除く。）

の項に次の一号を加える。

二 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

(令和四年法律第三十七号。以下「みどりの食料システム法」という。)の施行に関する次のこと。

イ 基本計画の作成、農林水産大臣への協議、公告、縦覧、意見書の受理及び基本計画の公表(第十六条、第十七条)

ロ 基本計画の変更、農林水産大臣への協議及び基本計画の軽微な変更の届出(第十七条)

ハ 基盤確立事業実施計画の認定に係る協議への同意(第三十九条、第四十条)

別表第一 農業政策室長の専決事項の項に次の一号を加える。

二 みどりの食料システム法の施行に関する次のこと。

イ 基本計画の進捗及び実施状況の報告(第十八条)

ロ 農林水産大臣への協議(第十九条、第二十条)

ハ 農林水産大臣及び当該指定市町村の長への協議(第二十一条第六項、第二十二条)

ニ 農林水産大臣への通知(第二十一条、第二十二条)

ホ 基盤確立事業実施計画の認定に関する農業委員会への意見聴取(第三十九条、第四十条)

別表第一 農業振興課長の専決事項の項第一号を次のように改める。

一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の施行に関する次のこと。

イ 農業委員会の意見聴取(第四条、第五条)

ロ 農林水産大臣に対する協議(附則第二項)

別表第一 農業振興課長の専決事項の項第三号中ハを削り、ロをニとし、イをハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 農業経営・就農支援センターの整備(第十一条の十一)

ロ 農林水産大臣に対する協議(第十二条)

別表第一 農業振興課長の専決事項の項第四号ロ中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同号中ハを削り、同号ニ中「の設定又は移転に係る契約等」を「に係る賃貸借又は使用貸借等」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「又は使用貸借」を「、使用貸借又は農業経営等の委託」に改め、同号ホを同号ニとし、同号中へを削り、トをホとし、同項に次の一号を加える。

十二 みどりの食料システム法第二十一条第十二項(同法第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定による農林水産大臣への協議

別表第一 農政部長のみやぎ米推進課に係る専決事項の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

八 みどりの食料システム法の施行に関する次のこと。

イ 協定の公告、縦覧及び意見書の受理(第三十二条、第三十四条)

ロ 協定の認可、公告及び縦覧並びに協定区域の明示(第三十三条、第三十四条)

ハ 協定の変更の認可(第三十四条)

ニ 協定の廃止の認可及び公告(第三十六条)

ホ 協定の認可の取消し、通知及び公告(第三十七条)

別表第一 水産林政部長の漁港復興推進室に係る専決事項の項中「漁港復興推進室」を「漁港整備推進室」に改め、同表漁港復興推進室長の専決事項の項中「漁港復興推進室長」を「漁港整備推進室長」に改め、同表土木部長の用地課に係る専決事項の項第六号ハ中「裁定申請」を「土地使用権等の取得についての裁定申請」に改め、同号ト中「裁定」を「土地使用権等の取得又は譲渡についての裁定」に改め、同表用地課長の専決事項の項第五号ロ中「及び縦覧」を「、縦覧及び通知」に改め、「第十三条」の下に、「第二十八条、第三十七条」を加え、同号ハを削り、同号ニ中「第十三条」の下に、「第三十二条、第三十七条」を加え、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「第十四条」の下に、「第三十三条、第三十七条」を加え、同号ホを同号ニとし、同号ヘ中「報告」を「地域福利増進事業に係る報告」に改め、同号へを同号ホとし、同号中トからリまでを削り、ヌをへとし、同表各所長の専決事項の項第十九号中「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号イ中「個人情報」を「保有個人情報」に、「第二十一条」を「第八十二条」に改め、同号ロ中「個人情報」を「保有個人情報」に、「第三十条」を「第九十三条」に改め、同号ハ中「個人情報」を「保有個人情報」に、「第三十六条」を「第一百一条」に改め、同表地方振興事務所長の専決事項の項第一号イ中、「第十二条」を削り、同号ロ中、「第十二条、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律第三条」を削り、同項第十七号を次のように改める。

十七 みどりの食料システム法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる導入計画の認定の取消し及び実施状況についての報告の徴収

別表第二 出納局長の専決事項の項第一号中「(部)」とあるのは「(出納局)」と、同号ハ及びニを「同号ハ中「部長」とあるのは「会計管理者又は出納局長」と、「(部)」とあるのは「(出納局)」と、同号ニ、ホ及びへ」に、「同号へ及びト」を「同号チ」に、「同号チ」を「同号リ中「部長」とあるのは「会計管理者又は出納局長」と、同号ヌ中「所属の部長」とあるのは「会計管理者又は出納局長」と、同号ル」に、「同号リ」を「同号ヲ」に、「同号ヌ」を「同号ワ」に、「同号ヲ中「部長」とあるのは「会計管理者又は出納局長」と」を「同号ヨ中「部長」とあるのは「会計管理者又は出納局長」と」に、「同項第三十一号」を「同項第二十六号」に改める。

別表第三 各地域事務所長の専決事項の項第六号中「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する

る法律」に改め、同号イ中「個人情報」を「保有個人情報」に、「第二十一条」を「第八十二条」に改め、同号ロ中「個人情報」を「保有個人情報」に、「第三十条」を「第九十三条」に改め、同号ハ中「個人情報」を「保有個人情報」に、「第三十六条」を「第百一条」に改める。

別表第四地方振興事務所の地域事務所長の専決事項の項第五号イ中「、第十二条」を削り、同号ロ中「、第十二条、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律第三条」を削り、同項に次の一号を加える。

十六 特定家畜伝染病発生時における防疫措置に関する一件三億円未満の役務の調達に係る委託別表第四農業振興部長の専決事項の項第十四号を次のように改める。

十四 みどりの食料システム法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる導入計画の認定の取消し及び実施状況についての報告の徴収（地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。）

別表第四農業振興部長の専決事項の項に次の一号を加える。

十七 みどりの食料システム法の施行に関する次のこと（農業に係るものに限り、地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。）。

イ 環境負荷低減事業活動実施計画の認定（第十九条）

ロ 環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定、軽微な変更の届出の受理及び認定の取消し（第二十条）

ハ 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定、農業委員会及び関係市町村長への意見聴取並びに関係市町村長への通知（第二十一条、第二十二条）

ニ 特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定、軽微な変更の届出の受理及び認定の取消し（第二十二条）

ホ 認定報告の実施状況の報告の徴収（第四十六条）

別表第四水産漁港部長の専決事項の項中第二十号を第二十一号とし、第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 みどりの食料システム法の施行に関する次のこと（水産に係るものに限る。）。

イ 環境負荷低減事業活動実施計画の認定（第十九条）

ロ 環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定、軽微な変更の届出の受理及び認定の取消し（第二十条）

ハ 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定、農業委員会及び関係市町村長への意見聴取並びに関係市町村長への通知（第二十一条、第二十二条）

ニ 特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定、軽微な変更の届出の受理及び認定の取消

し（第二十二條）

ホ 認定報告の実施状況の報告の徴収（第四十六条）

別表第四林業振興部長の専決事項の項中第十八号を第十九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 みどりの食料システム法の施行に関する次のこと（林業に係るものに限り、地域事務所の事業担当区域に係るものを除く。）。

イ 環境負荷低減事業活動実施計画の認定（第十九条）

ロ 環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定、軽微な変更の届出の受理及び認定の取消し（第二十条）

ハ 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定、農業委員会及び関係市町村長への意見聴取並びに関係市町村長への通知（第二十一条、第二十二条）

ニ 特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定、軽微な変更の届出の受理及び認定の取消し（第二十二條）

ホ 認定報告の実施状況の報告の徴収（第四十六条）

別表第四地域事務所に置かれる農業振興部長の専決事項の項第五号中「第三十六条」を「第三十一条」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 みどりの食料システム法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる導入計画の認定の取消し及び実施状況についての報告の徴収

別表第四地域事務所に置かれる農業振興部長の専決事項の項に次の一号を加える。

九 みどりの食料システム法の施行に関する次のこと（農業に係るものに限る。）。

イ 環境負荷低減事業活動実施計画の認定（第十九条）

ロ 環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定、軽微な変更の届出の受理及び認定の取消し（第二十条）

ハ 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定、農業委員会及び関係市町村長への意見聴取並びに関係市町村長への通知（第二十一条、第二十二条）

ニ 特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定、軽微な変更の届出の受理及び認定の取消し（第二十二條）

ホ 認定報告の実施状況の報告の徴収（第四十六条）

別表第四地域事務所に置かれる林業振興部長の専決事項の項中第十五号を第十六号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 みどりの食料システム法の施行に関する次のこと（林業に係るものに限る。）。

イ 環境負荷低減事業活動実施計画の認定（第十九条）
ロ 環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定、軽微な変更の届出の受理及び認定の取消し（第二十条）

ハ 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定、農業委員会及び関係市町村長への意見聴取並びに関係市町村長への通知（第二十一条、第二十二条）

ニ 特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の認定、軽微な変更の届出の受理及び認定の取消し（第二十二条）

ホ 認定報告の実施状況の報告の徴収（第四十六条）

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第二号中ヲをワとし、ニからルまでをホからヲまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 警察署長との協議（第三十二条、第三十七条）

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一各部長の専決事項の項第二十九号及び第三十号の改正規定、同表各総括課長補佐の専決事項の項の改正規定（同項第五号中「次長」を「副部長」に改める部分に限る）、同表県政情報・文書課長の専決事項の項第五号、同表国際政策課長の専決事項の項、同表農政部長のみやぎ米推進課に係る専決事項の項第四号、同表土木部長の用地課に係る専決事項の項、同表用地課長の専決事項の項及び同表地方振興事務所長の専決事項の項の改正規定、別表第二出納局長の専決事項の項の改正規定（同項第一号中「同項第三十一号」を「同項第二十六号」に改める部分に限る）、別表第四地方振興事務所長の地域事務所の専決事項の項第五号、同表農業振興部長の専決事項の項第十四号、同表地域事務所に置かれる農業振興部長の専決事項の項第五号及び第七号並びに別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項の改正規定は、令和五年三月三十一日から施行する。